

27年度から市民税・県民税の制度が一部改正されます

税制改正により、住宅ローン控除の適用期間や控除限度額などが変更されます。主な改正点をお知らせします。
お問い合わせは市民税課 483-1151(代表)へ。

住宅ローン控除適用期間が延長 控除限度額も拡充されます

住宅ローン控除について、居住年の適用期間が25年12月31日から29年12月31日まで4年間延長されます。また、このうち、26年4月1日から29年12月31日までに居住用に供した場合、控除限度額が拡充されることとなりました。

■住宅ローン控除の変更点

	居住年	控除限度額
現行	～25年12月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9万7,500円)
改正	26年1月1日～3月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9万7,500円)
	26年4月1日～29年12月31日	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13万6,500円) (※)

※住宅取得に係る消費税率が8%または10%である場合の金額で、それ以外の場合の控除限度額は現行と同様です

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例控除廃止

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)が25年12月31日で廃止され、26年1月1日以後は、本則税率(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

■上場株式等の配当等に係る税率

軽減税率 (25年まで)	本則税率 (26年から)
10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)

■上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	軽減税率 (25年まで)	本則税率 (26年から)
金融商品取引業者等を通じた売却等	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)
上記以外	20% (所得税15%、住民税5%)	

※平成25年から49年までの間に生ずる所得については、源泉徴収の際に復興特別所得税(25年分0.147%、26年分以降0.315%)が併せて徴収されます

ゴルフ会員権等の譲渡損失に係る損益通算等の改正

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)

が追加されました。

これにより、ゴルフ会員権等の譲渡損失は、総合課税で、他の所得との損益通算が適用できなくなりました。申告の手続きなどは、税務署にしてください。

【適用関係】 26年4月1日以後の資産の譲渡や災害などにより生ずる損失の金額に適用されます。

28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します

納税者の公平性の観点と利便性の向上のため、県と県内市町村は、28年度から個人住民税の特別徴収(給与天引き)を徹底します。事業者の皆さんは、28年度までに準備をお願いします。
【問い合わせ】 制度の概要は県税務課 043-223-3098または県市町村課 043-223-2133へ。具体的な手続きは市役所市民税課 483-1151(代表)へ。

■特別徴収とは

事業者が毎月従業員等に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納入する制度です。アルバイト、パート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

■特別徴収のメリット

普通徴収は納期が年4回ですが、特別徴収では年12回となるため、従業員の1回あたりの納税額が少なくなります。また、納付をする手間が省け、納め忘れの心配がありません。税額の計算は市役所が行いますので、事業者は税額計算する必要はありません。

■特別徴収の流れ

①毎年1月31日までに、従業員の居住する市町村へ、従業員(アルバイト、パート、役員等を含む全員)の給与支払報告書を提出してください

②提出された給与支払報告書等により、市町村が個人住民税を計算し、その年の5月31日までに特別徴収税額決定通知書を送付します
③事業者は税額決定通知書を従業員に渡してください
④特別徴収税額決定通知書に記載された税額を、毎月の給与から徴収します
⑤徴収した税額は、翌月10日までに各市町村に納入してください

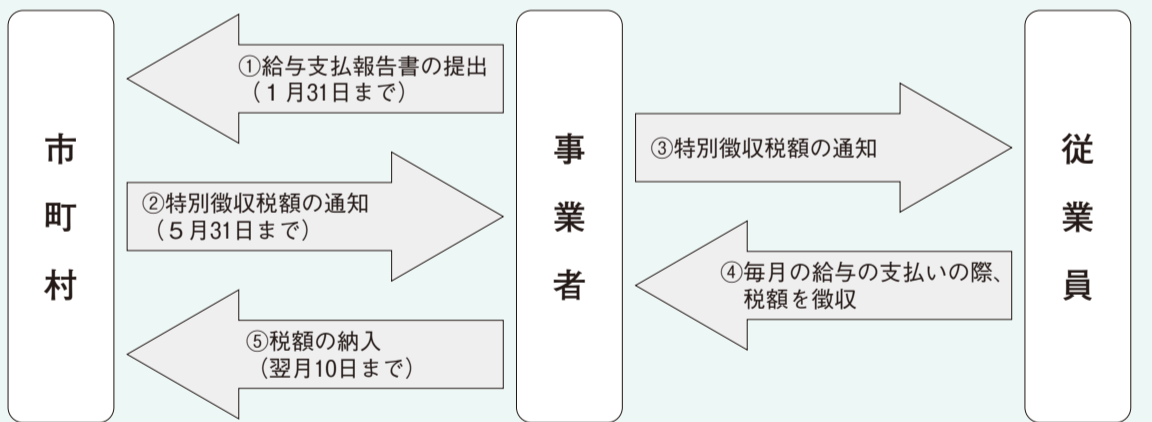
【納期の特例】 従業員が常時10人未満の事業者については、申請により、年12回の納期を年2回(12月10日・翌年6月10日)に分けて納入できます

■特別徴収を行う義務がある者

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者(常時2人以下の家事使用人のみに対して、給与等の支払いをする者を除く)です。

次の例外にあたる場合や従業員数が2人以下の事業所などは普通徴収が認められる場合があります。「普通徴収切替理由書」を「給与支払報告書」と併せて1月31日までに市民税課に提出してください。

【特別徴収の例外】 ①他の事業所などから支給されている給与から特別徴収されている人 ②毎月の給与が少なく特別徴収できない人 ③給与が毎月支払われていない人 ④専従者給与を支給されている人



家庭教育講演会「親が学ぶ、子どものための ケータイ・スマホ対策」

ネットに潜む危険やスマホ依存などについて、千葉大学藤川大祐教授からわかりやすく具体的に学びます。小学生や中学生の子を持つ人対象。先着150人。保育あり(先着15人。要予約)。

募集 八千代子ども国際平和文化基金事業 推進懇談会の市民委員

八千代子ども国際平和文化基金は、子どもたちが世界に貢献できる国際人となるよう、人材育成を目的として、平成元年に設置されました。国際平和への理解・国際文化交流の推進・国際協力の三つの柱を中心に事業を行っています。この事業を検討し、側面から支援する推進懇談会の委員を募集します。書類選考。書類は非公開で、返却しません。

▼資格 市内在住の成人で、年1回程度平日の昼間に開催する会議に出席できる人。本市の審議会等の委員を5つ以上兼ねていない人が対象 ▼募集人数 3人 ▼任期 27年4月1日から2年間 ▼応募方法 27年1月16日(金)必着で、①住所氏名フリガナ・電話番号・年齢・性別・主な職歴を明記したA4用紙、②「国際文化交流」をテーマにした800字程度の作文(様式自由)を〒276-8501市役所国際推進室[kokusai@city.yachiyo.chiba.jp]へ持参、郵送または電子メールで送信 (国際推進室)

パブリックコメント PUBLIC COMMENT

条例の改正(案)の概要、 計画(素案)に対する意見を募集

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、「八千代市行政手続条例の改正(案)の概要」と「八千代市地域防災計画(素案)」に対する意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所を有する人、市内に勤務所または事業所を有する人、市内の事務所または事業所に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害を有する人です。※意見に対する個別回答は行いません

▼意見の提出方法・提出先 募集期間中に公表する募集要項に記載 ▼公表場所 各担当課室、情報公開室、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ

■八千代市行政手続条例の改正(案)の概要

▼募集内容 八千代市行政手続条例の改正(案)の概要に対する意見 ▼募集期間 12月15日(月)～27年1月13日(火)必着 (法務室)

■八千代市地域防災計画(素案)

▼目的 25年に改正された災害対策基本法に基づき、防災体制の強化・推進を図るため既存の計画を修正する ▼募集期間 12月18日(木)～27年1月16日(金)必着 (総合防災課)